

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和 7 年 5 月 8 日 刑 事 局
1 概要 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行により、個人番号カードと同等の機能を有するカード代替電磁的記録をスマートフォンに搭載できることになったことを踏まえ、同記録による本人確認方法の新設等を内容とする犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）の改正案について、意見公募手続を行うもの。 2 改正案の概要 (1) 特定事業者による顧客等の本人特定事項の確認方法に、特定事業者又は顧客等に対して取引関係文書を送付する者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けることなどによる方法を新たに規定することとする（規則第 6 条及び第 12 条関係）。 (2) ハイリスク取引における確認方法について、(1) の確認方法による場合には、併せて規則第 14 条第 1 項第 2 号ロに掲げる方法による確認を行うこととする（規則第 14 条関係）。 (3) (1) の確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するとともに、確認記録の記録事項についてカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報の送信を受けた日付を新たに規定することとする（規則第 19 条及び第 20 条関係）。 (4) その他所要の改正を行うこととする。 3 意見提出期間 令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 7 日まで 4 施行期日 公布の日		

公安委員会 説明資料No. 2	重要経済安保情報に係る業務の適正の確保及び 国家公安委員会における保護に関する規則等について	令和7年5月8日 警備局長 官房
--------------------	---	---------------------

1 重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則の整備について

(1) 趣旨

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）の適正な運用を図るため、警察庁長官並びに警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対し、重要経済安保情報の保護の実施の状況等について、国家公安委員会及び都道府県公安委員会に対する報告を義務付けるもの。

(2) 概要

警察庁長官は重要経済安保情報の指定等の状況、警察庁及び都道府県警察における重要経済安保情報の保護措置の実施の状況並びに適性評価等の状況を、警察本部長は重要経済安保情報の保護措置の実施の状況及び適性評価等の状況を、毎年度少なくとも1回、それぞれ国家公安委員会及び都道府県公安委員会に報告することとした。

2 国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則の整備について

(1) 趣旨

法第5条第1項及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）第11条を踏まえ、国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関し必要な措置を定めるもの。

(2) 概要

- 重要経済安保情報の指定等
- 重要経済安保情報の取扱いの業務（例：重要経済安保情報の保護のための環境整備）
- 他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等について、その手続等を定めることとした。

3 その他

- 上記2の規則との平仄を合わせる観点等から、国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第11号）の一部を改正することとする。
- 同規則において重要経済安保情報文書等の管理に関する規定を定めることから、国家公安委員会行政文書管理規則（平成23年国家公安委員会規則第8号）の一部を改正することとする。
- 5月16日 法の施行

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	警察庁サイバー部門・デジタル部門 における技官採用の実施について	令 和 7 年 5 月 8 日 長 官 官 房 サイバー警察局
1 概要 サイバー空間をめぐる脅威への対処、情報システムの活用による警察活動の合理化・高度化をより一層推進するため、サイバー部門、デジタル部門それぞれの技術的な事務に専ら従事する警察庁技官（一般職）の採用を実施するもの。採用時期は令和8年4月1日を予定。 2 採用の種別・方法 （1）サイバー採用 ○ 概要 主として警察庁サイバー警察局及び関東管区警察局サイバー特別捜査部において、サイバー事案の対処等に係る事務に専ら従事するもの。 ○ 採用方法 情報処理に関する応用的知識・技能を有する者を対象に、警察庁独自の選考採用試験（サイバー事案対処に関する能力を判定する筆記試験、論文試験、人物試験等）を実施して、採用者を決定（本年5月8日から告知開始）。 （2）デジタル採用 ○ 概要 主として警察庁長官官房技術企画課において、情報システムの整備、運用等に係る事務に専ら従事するもの。 ○ 採用方法 国家公務員一般職試験（大卒程度試験）の合格者を対象に、警察庁独自の人物試験等（官庁訪問）を実施して採用者を決定（本年5月8日から告知開始）。		